

# ふたみシーサイド公園 指定管理者募集要項

令和2年6月

伊 予 市

## ふたみシーサイド公園指定管理者募集要項

### 1 指定管理者募集の目的

伊予市（以下「市」という。）が公の施設として設置するふたみシーサイド公園（以下「公園」という。）について、令和3年3月31日をもって指定管理期間が終了すること、また、令和2年7月から公園の全面改修工事を実施することから、公園の設置目的を最大限発揮し、かつ、最も効率的な運用が図れるよう、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び伊予市ふたみシーサイド公園条例（平成17年伊予市条例第129号。以下「公園条例」という。）第4条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせることとする。

指定管理者の指定に当たっては、伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年伊予市条例第197号。以下「指定手続条例」という。）第2条の規定により広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集する。

### 2 施設の概要

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 施設の名称   | ふたみシーサイド公園  |
| (2) 位 置     | 伊予市双海町高岸甲 2326 番地他  |
| (3) 設 置 目 的 | 伊予市の特産品等の展示販売を行うとともに、道の駅としての機能を活用し、市民及び利用者にふれあいの場を提供することにより、市民と来園者の交流を深め、産業の振興及び発展等を図ることを目的とする。   |
| (4) 敷地面積    | 11,414.45㎡  |
| (5) 建物面積    | 1,615.04㎡   |
| (6) 施設内容    | (1) 管理室棟 (夕日のミュージアムを改修)<br>・事務室・研修室・更衣室<br>(2) 産業交流センター (なぎさの産業交流センター現状)<br>・物産展示販売室・レストラン・イベントホール<br>(3) 店舗棟 (新築・現状)<br>・店舗1・店舗2・店舗3・店舗4・店舗5 (新築)<br>・加工場1・加工場2 (現状)<br>(4) 交流広場 (現状)<br>(5) 展望デッキ (現状)<br>(6) イベント広場 (波のイベント広場改修)<br>(7) 道の駅トイレ (新築)<br>(8) 船展示室 (現状) |

(9) 駐車場 (現状)

※施設内容については、令和2年7月から施設全面改修を予定しており、改修後の施設名称としている。

(7) 入込客数 平成29年53.1万人、平成30年49.8万人、  
令和元年51.4万人(愛媛県に報告している入込客数)

### 3 申請をすることができる者の資格等

#### (1) 申込資格

指定管理者の指定手続に申し込むことができる者は、指定の期間を通じて市内に事業所等を置く法人もしくはその他の団体で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。(現に事業所等を有していない場合は、指定管理開始期間までに市内に事業所等を設置すること。)

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、市における一般競争入札等の参加を制限されている者

イ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者

ウ 市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公平な手続きを妨げた者又は公平な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

エ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

オ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体

カ 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者若しくは管理人を含む。)のうちに、次の各号のいずれかに該当する者がいる団体

(ア) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条(同法第166条第2項において準用する場合も含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

(イ) 成年被後見人又は被保佐人

(ウ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(エ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60

号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(カ)暴力団の構成員等

(2) 申込資格の留意事項

ア 団体は、株式会社その他の法人、任意団体等の組織の形態を問わないが、個人は申請資格を有さない。

イ 公園の運営管理のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとするが、指定管理を開始するまでには、登記事項証明書を提出しなければならない。

#### 4 申込期間等

(1) 受付期間

令和2年7月1日(水)から7月30日(木)の午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日は除く。)とする。

(2) 提出先

〒799-3193 伊予市米湊820番地

伊予市産業建設部経済雇用戦略課 Tel 089-982-1120

#### 5 選定の基準

(1) 指定管理者の選定

指定管理者の選定は、伊予市公の施設における指定管理者選定委員会(指定手続条例施行規則(平成17年市規則第142号)第5条。以下「選定委員会」という。)において、次の基準に照らし、書類審査及びプロポーザルによる総合評価を行い、最高得点を得た者を、公園の管理を行うに最も適当と認める団体として指定管理者候補者に選定する。

なお、申請者が1者のみの場合であっても、審査は実施し、獲得した評価点の6割以上を満たしている場合は、公園の管理を行うにふさわしい者であったと判断し、指定管理者候補者として選定する。

| 審査項目        | 評価項目       | 選 定 基 準  | 評点  | 係数 | 配点 |
|-------------|------------|--|-----|----|----|
| 指定管理者としての適性 | 指定管理としての認識 | 市の方針、公園の設置目的等を的確に理解し、公の施設の指定管理者となる意義や責務を認識しているか。また、管理運営に対する熱意を十分に持っているか。 | 1~5 | 2  | 10 |

|                    |                    |   |     |   |    |
|--------------------|--------------------|---|-----|---|----|
| 指定管理者としての適性        | 管理運営実績             | 同種・類似施設の良い管理運営実績があり、また、今後もその実績を生かすことができるか。<br>※同種施設は道の駅、類似施設は、物販施設、飲食施設、その他商業施設等を示す。  | 0～5 | 1 | 5  |
|                    | 経営基盤の安定性           | 経営が安定しており、公園の管理を継続的・安定的に行う財務能力を有しているか。  | 1～5 | 1 | 5  |
| 公園の管理運営に対する基本的な考え方 | 公園の設置目的の達成に向けた取り組み | 公園の設置目的や管理運営方針を十分理解しているか。また、それらを達成するのにふさわしい経営理念や方針を確立しているか。   | 0～5 | 1 | 5  |
|                    | 施設計画（施設構成、施設内容）    | 公園の設置目的や管理運営方針に見合った具体的な施設計画の提案となっているか。<br>その施設計画にある各施設について、サービス内容等、現実的で魅力的な提案になっているか。<br>また、市民等の交流を深め、産業の振興及び発展を図るような施設計画内容になっているか。 | 0～5 | 2 | 10 |
|                    | 利用者の満足度向上          | 利用者からの相談、苦情等に迅速に対応するとともに、利用者ニーズをサービスの改善や向上に反映する体制が整備されているか。   | 0～5 | 1 | 5  |
| 管理運営体制             | 組織体制               | 施設の管理体制が明確に示されており、人員体制や配置は妥当か。  | 0～5 | 1 | 5  |
|                    | 駅長選定               | 道の駅駅長に関して、知識と経験を有した人材を配置しているか。  | 0～5 | 1 | 5  |
|                    | 維持管理               | 清掃や警備、設備の保守点検等を含めた施設の維持管理業務について、基本的な考えができているか。  | 0～5 | 2 | 10 |
|                    | テナント管理             | テナントの募集、管理及び調整について、適切に実施できているか。   | 0～5 | 2 | 10 |
|                    | 地域貢献               | 地元団体や企業との連携、市内からの積極的な雇用について、具体的に提案がなされているか。   | 0～5 | 2 | 10 |
|                    | 危機管理体制             | 事故防止及び発生した場合の対応、防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。   | 0～5 | 1 | 5  |

|                     |          |  |     |   |     |
|---------------------|----------|--|-----|---|-----|
| 公園にふさわしい産業の振興等の取り組み | 地域特産品の活用 | 独自の商品開発など、地域特産物の活用策について、現実性が高く、市内外から集客が期待できる魅力的な提案がなされているか。                        | 0～5 | 2 | 10  |
|                     | 情報発信     | 観光情報及び地域情報等の発信方法が、適切かつ市内外からの集客が期待できるだけでなく、伊予市の知名度や認知度向上に寄与するものであるか。                | 0～5 | 2 | 10  |
|                     | 集客イベント   | 集客イベントについて、提案が現実的かつ魅力的な提案がなされているか。また、その提案が市内外からの集客を期待させるものであるか。                    | 0～5 | 2 | 10  |
| 収支計画等               | 収支計画     | 売上・経費等の妥当性を示す積算根拠が明確に示されており、事業収入の増大、支出の縮減など事業的に成長が見込まれており、市の財政負担が軽減される収支計画になっているか。 | 0～5 | 2 | 10  |
|                     | 指定管理料    | 指定管理料縮減の提案がなされており、適正かつ効果的であるか。   | 0～5 | 1 | 5   |
|                     | 納付金      | 納付金の提案がなされており、その内容と計算方法が妥当であるか。  | 0～5 | 1 | 5   |
| 総合評価                | 他施設との差別化 | 特色ある企画や自主事業など、他施設との差別化を図り、より集客に取り組む提案内容であるか。                                       | 1～5 | 3 | 15  |
| 合 計                 |          |  |     |   | 150 |

## (2) 選定対象の除外

申請者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外する。

- ア 申請書類提出期間に所定の書類が整わなかったとき。
- イ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出したとき。
- ウ 申請書類提出後に事業計画の内容を変更したとき。
- エ 申請書類に虚偽又は不正があったとき。
- オ 選定委員会委員に個別に接触したとき。
- カ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。
- キ 募集要項に違反又は著しく逸脱したとき。
- ク その他不正な行為があったとき。

## 6 管理の基準及び業務の範囲

公園条例その他の規定に基づき指定管理業務を行わなければならない。公園を適正に管理するうえで、必要不可欠な業務運営の基本的事項は次のとおりとする。

### (1) 利用時間及び休館日

施設の利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、当該利用時間を変更することができる。

### (2) 利用の許可

ア 有料施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

イ 指定管理者は、有料施設の利用を許可する場合は、必要な条件を付することができる。

### (3) 利用許可の取消し等

指定管理者は、利用者が次の各号に該当すると認めるときは、その利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

ア 公園条例に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。

イ 建物又は設備を損傷又は滅失するおそれがあるとき。

ウ 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

エ 利用の許可条件に違反したとき。

オ その他施設の管理又は運営上支障があるとき。

### (4) 利用料金の設定と減免

#### ア 利用料金の設定

施設の利用料金は、公園条例で定める限度額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。

※公園条例は施設改修に伴い一部改正作業中であり、指定管理者による管理運営が開始されるまでには整う予定である。一部改正の概要は別表第2の料金表を予定しているが、確定しているものではないため、変更になる可能性があることを認識のこと。

#### イ 利用料金の減免

指定管理者は、施設の設置目的に従って利用する場合で、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

### (5) 施設の情報発信及び集客・利用促進業務

指定管理者は、次の業務も行わなければならない。

ア 広告・宣伝等の情報発信

イ ホームページの作成・管理

ウ その他集客・利用促進に関する業務等

## (6) 業務の範囲等

### ア 留意事項

(ア) 指定管理者は、施設を常に良好な状態で管理し、その設置目的に応じ最も効果的に運用しなければならない。

(イ) 地方自治法、公園条例及び伊予市個人情報保護条例（平成 17 年伊予市条例第 18 号）など、業務を行うに当たり関係法令を遵守すること。

(ウ) 指定管理者が行う業務は、原則、第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、事前に市長の承認を受けた場合は、業務の一部を専門の事業者へ委託することができる。

### イ 指定管理者が行う業務

(ア) 公園の維持管理に関する業務

(イ) 公園の利用許可に関する業務

(ウ) 公園の運営に関する業務

(エ) 道の駅ふたみに関する業務

(オ) 恋人の聖地に関する業務

(カ) 前各号に掲げるもののほか、公園の設置目的を達成するために必要な業務

## 7 指定期間

指定管理者の指定期間は、令和 3 年 4 月 1 日（木）から令和 8 年 3 月 31 日（火）までとする。

## 8 申請の方法

(1) 申請方法は、申請書等の書類を持参又は郵送とする（持参の場合は、7 月 30 日午後 5 時 15 分までに到達したものを有効とする。郵送の場合は、7 月 30 日必着とする。）。

(2) 申請書等提出書類は、市が定めた所定の様式を使用すること。様式は市役所担当課で配布、若しくは市公式ホームページ上からダウンロードすること。

(3) 提出部数は、正本 1 部、副本 8 部とする。様式サイズは日本工業規格 A 4 版、文字ポイントは 10 ポイント以上とすること。

(4) 申請に当たっての留意事項

ア 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは認めない。

イ 申請者一団体につき、申請は 1 回のみとする。また、複数の事業計画書を提出することはできない。

ウ 書類審査前に書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答、また、必要に応じ追加資料の提出を依頼することがある。

エ 申請書類等を提出した後に辞退するときは、辞退届を提出すること。



## 9 その他

### (1) 管理運営収入

指定管理者は、次に掲げる各号の収入を得ることができる。

- ア 販売収入（物産展示販売室等における販売収入）
- イ 利用料金収入（有料施設の利用に係る料金：3か年平均 2,882千円/年）
- ウ 共益費収入（各テナントから光熱水費とイベント等に係る協力金等）
- エ 各種事業からの収入（指定管理者が市長の承認を得て行う自主事業による収入）

### (2) 維持管理経費

- ア 指定管理業務に係る経費は、指定管理者の負担とし、利用者からの利用料金、市からの指定管理料及び事業収入で賄うこととする。ただし、決算により損失が生じた場合でも補填は行わない（維持管理費の実績については、担当課に確認すること。）。また、現在の指定管理者の状況は伊予市ホームページにある「第三セクターの情報公開」で確認できる。

<https://www.city.iyo.lg.jp/miraidukuri/shise/shisaku/kaikaku/documents/201901futami.pdf>

- イ 前記の指定管理業務に係る経費には、浄化槽の点検、管理を含む。また、指定管理者の負担で、産業交流センターにAEDを設置すること。
- ウ 指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規程を設けるとともに、団体自身の口座とは別の口座で管理しなければならない。

### (3) 指定管理料

指定管理者が行う業務に要する費用のうち、公益的施設である道の駅トイレに係る経費相当分を目安として、予算（年間4,000千円上限）の範囲内において指定管理料を支払う。

指定管理者は、指定管理料を指定管理期間中に縮減することを目標に収益性の向上に努めることとする。指定管理料の縮減に向けた計画については、年度ごとの売上目標を検討し、「収支計画書」（様式7、8）により提案すること。

指定管理料の額及びその支払い方法については、応募者の収入計画に基づき協議を行い、「基本協定」及び「年度協定」により定める。

### (4) 納付金の設定

指定管理者は、年度ごとの経営状況に応じて、一定目標額以上の利益が生じた場合は、指定管理者からの提案をもとに、目標額超分の売上に対する歩合で、その利益の一部を納付金として本市へ納付できるものとする。

納付金の計算方法及び金額想定については、年度ごとの売上目標を検討し、「収支計画書」（様式7、8）により提案すること。

実際に納入する納付金の計算方法や納付方法については、指定管理者の提案に基づき、本市と指定管理者が協議のうえ決定し、年度ごとに締結する年度協定書において定めるものとする。

(5) 提出書類の著作権、情報公開

ア 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、市は指定管理者の公表等必要な場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、申請書類は、理由の如何を問わず返却しない。

イ 申請書類は、情報公開の請求により開示することがある。

(6) 市と指定管理者との責任分担

本施設の管理運営に関する指定管理者と市の責任分担は、概ね次のとおりとし、詳細は市と指定管理者とで締結する協定で定める。

| 項目                      | 内容  | 市    | 指定管理者 |
|-------------------------|---|------|-------|
| 運営の基本的考え方               | 施設の特色化                                      |      | ○     |
| 条例等の改正                  | 利用料金  | ○    |       |
| 施設（建物・付属施設・機械設備・遊具・樹木他） | 保守点検、維持管理                                   |      | ○     |
| 安全衛生管理                  |   |      | ○     |
| 災害時における初期対応             | 待機、連絡体制確保、災害調査・報告、応急措置                      | (指示) | ○     |
| 災害復旧                    | 本格復旧  | ○    |       |
| 施設の大規模改修                |   | ○    |       |
| 修繕                      | 小規模な修繕（1件30万円以下）                            |      | ○     |
| 天災時の不可抗力                | 天災等指定管理者の責に帰することができないものによる管理運営経費の増額及び業務履行不能 | ○    |       |
| 利用者や第三者への賠償             | 指定管理者が行う業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）     |      | ○     |
|                         | 市の責に帰すべき理由により生じた損害                          | ○    |       |
| 苦情対応                    | 受注した業務に係る苦情対応                               |      | ○     |
| 施設の火災保険                 | 火災保険（共済）加入                                  | ○    |       |

(7) 目的外使用等の取扱い

本施設において、自動販売機や物品販売等目的外使用の許可を受けようとする者がいるときは、市長に対する申請は指定管理者が行うこととし、指定管理者は、市の規定に基づく使用料を納入しなければならない。

また、使用許可の期限は、指定管理期間である5年以内とする。

(8) 施設使用の条件

施設改修工事は令和3年3月末には完了する予定であるが、諸事情により施設改修工事期間が延長することも想定すること。その場合、第2項(6)の管理施設の内容及び第9項(3)の指定管理料について、変更になる場合がある。

産業交流センター内のレストランについては、施設改修工事が完了後においても使用できない可能性があることを認識しておくこと。

(9) その他

ア 現地説明会

令和2年6月25日(木)午後2時から施設の現地説明会を行う(受付開始:午後1時40分)。参加を希望する者は、6月23日(火)午後5時15分までに連絡のうえ、指定の時間までにふたみシーサイド公園イベントホール前に集合すること。なお、現地説明会への参加は、1団体当たり3人までとする。

イ 質問事項及び回答

指定管理に係る質問事項を、令和2年7月1日(水)午後5時15分まで受け付ける。別表第3の所定様式により、ファックス又はメールで提出すること。様式は市公式ホームページ上からダウンロードできる。

上記締め切り期限までに質問のあった事項については、ホームページ上で令和2年7月3日(金)中に一斉回答する。

※ 連絡先

伊予市米湊820番地

産業建設部経済雇用戦略課 Tel 089-982-1120

※ 公式ホームページアドレス <http://www.city.iyo.lg.jp>

※ Eメールアドレス [keizaikoyou@city.iyo.lg.jp](mailto:keizaikoyou@city.iyo.lg.jp)

※ FAX 089-982-1728

ウ 資料の閲覧

公園図面等の閲覧を希望する場合は、産業建設部経済雇用戦略課へ連絡し、予約のうえ、閲覧すること。閲覧時間は、令和2年6月10日(水)から7月15日(水)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日は除く。)とする。

エ プロポーザル

(ア) 応募団体多数の場合は、申請された提出書類に基づく審査を行い、これにより上位5団体程度を選出し、プロポーザルを実施する。プロポーザルへの参加依頼の有無については、全応募団体に令和2年8月4日(火)までに通知する。

(イ) 書類審査は選定委員会で実施し、応募書類に不備がないか、応募資格・応募条件を満たしているか、欠格事由に該当がないか等の審査を行う。

(ウ) プロポーザルの持ち時間は30分、質疑応答は最大20分とし「審査基準」に基づき選定委員が採点・審査を行う。プロポーザルは8月11日(火)に実施する予定である。

オ 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、市議会の議決が必要となる。候補者を指定管理者に指定する議案を議会に上程し、議決を得ることとなる。

市長は指定管理者を指定したときは、指定手続条例第6条の規定に基づき、告示を行うとともに指定した団体に文書で通知する。

カ 協定の締結

(ア) 協定の締結

市と指定管理者は、指定管理者の指定後速やかに、市と指定管理者が締結する協定の内容その他指定管理者が行う管理業務に必要な事項を協議し、指定の期間を通じての管理業務を定める基本協定と年度別協定を締結する。

(イ) 協定の内容

協定の内容は、次のとおりとする。

- a 指定期間に関する事項
- b 事業計画に関する事項（自主事業を含む。）
- c 利用料金に関する事項
- d 事業報告及び業務報告に関する事項
- e 指定管理料に関する事項
- f 個人情報の保護に関する事項
- g 指定の取り消し及び管理の業務の停止に関する事項
- h その他必要となる事項

(ウ) その他

協定で定めた事項については、基本的に改定は行わない。ただし、特別の事情があるときは、協議のうえ、協定を改定することができる。

キ 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置

指定管理者の業務開始前までの期間に、候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すことがある。

(ア) 市議会において指定に係る議案が否決されたとき。

(イ) 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。

(ウ) 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。

(エ) 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

- (オ) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
  - (カ) この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。
  - (キ) その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不適当と認められる事情が発生したとき。
- ク 指定期間満了前の取り消し
- (ア) 市による指定の取り消し
    - 市は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、指定期間満了前に指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとする。
    - a 指定管理者が業務に際し不正行為を行ったとき。
    - b 指定管理者が市に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
    - c 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
    - d 自らの責に帰すべき事由により、指定管理者から協定締結の解除の申出があったとき。
  - (イ) この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。
  - (ウ) 資金事情の悪化等より、業務の遂行が確実にないと認められるとき。
  - (エ) その他市長が必要と認めるとき。
- ケ 指定期間満了前の取り消しの措置
- (ア) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前に指定の取り消しが行われた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は賠償の責めを負わない。また、市に生じた損害は指定管理者が賠償することとする。
  - (イ) 指定管理者は、管理をしなくなった当該施設又は設備を速やかに原状回復しなければならない。
  - (ウ) 指定管理者は、指定期間満了前に指定の取り消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次の指定管理者が円滑かつ支障なく、指定管理業務を遂行できるよう引継ぎを行わなければならない。
  - (エ) 指定管理者が持ち込んだ備品等があるときは、その取扱いを市と協議すること。

別表第 1

施設の開館時間及び休館日

| 施設名  | 開館時間                  | 休館日                     |
|--|-----------------------|-------------------------|
| 管理室棟<br>産業交流センター<br>店舗棟                          | 午前 8 時 30 分から午後 7 時まで | 12 月 30 日から翌年 1 月 3 日まで |
| 交流広場<br>展望デッキ<br>イベント広場<br>道の駅トイレ<br>船展示室<br>駐車場 | 終日                    | 無休                      |

## 別表第2

## 利用料金

| 施設名      | 単位                       | 利用料金 (円) |
|----------|--------------------------|----------|
| 管理室棟     |                          |          |
| 研修室      | 1 時間                     | 550      |
| 産業交流センター |                          |          |
| 物産展示販売室  | 1 か月                     | 112,090  |
| レストラン    | 1 か月                     | 214,610  |
| イベントホール  | 1 時間                     | 1,320    |
| 店舗棟      |                          |          |
| 店舗 1     | 1 か月                     | 51,480   |
| 店舗 2     | 1 か月                     | 51,480   |
| 店舗 3     | 1 か月                     | 25,520   |
| 店舗 4     | 1 か月                     | 25,520   |
| 店舗 5     | 1 か月                     | 58,850   |
| 加工場 1    | 1 か月                     | 32,010   |
| 加工場 2    | 1 か月                     | 11,440   |
| イベント広場   | 1 時間 (1 m <sup>2</sup> ) | 110      |
| 交流広場     | 1 時間 (1 m <sup>2</sup> ) | 110      |

(注)

- 1 イベント広場及び交流広場について、使用面積が1平方メートル未満であるとき、又は1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 使用料の額が月を単位として定められている場合において、使用又は占有の期間が1月に満たない場合は、その月の日数に応じて日額計算により計算する。
- 3 1時間未満の端数は、1時間として計算する。